

## 資料1 計画策定のための体制及び検討経過

### 1. 計画策定のための体制

墨田区障害者施策推進協議会、墨田区地域福祉計画推進本部および墨田区地域福祉計画推進本部幹事会、地域自立支援協議会およびその専門部会である計画部会において検討を行っています。

(参考)墨田区地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 墨田区における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の供給体制の整備並びに円滑な実施を確保し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう墨田区地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(設置)

第2条 協議会に、協議会全体会(以下「全体会」という。)及び協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(全体会の構成)

第3条 全体会は、会長、副会長及び全体会委員25人以内をもって構成する。

2 全体会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、区職員等のうちから福祉保健部障害者福祉課長(以下「障害者福祉課長」という。)及び福祉保健部保健衛生担当保健計画課長(以下「保健計画課長」という。)が協議して選任する。

3 委員の選任は、協議事項を勘案して、全体会の開催ごとに行う。

(全体会の会長等)

第4条 全体会に会長及び副会長を置く。

2 会長は障害者福祉課長とし、副会長は保健計画課長とする。

3 会長は、全体会を統括する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(全体会の協議事項等)

第5条 全体会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 墨田区における相談支援事業に関すること。
- (2) 墨田区における障害福祉サービス体制に関すること。
- (3) 墨田区障害福祉計画の作成及び推進に関すること。
- (4) その他、会長が必要と認めること。

2 会長は、前項の規定による協議の結果について、関係機関に報告するものとする。

(専門部会の構成)

第6条 専門部会は、座長及び専門部会委員で構成する。

2 専門部会委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者及び区職員等のうちから、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については障害者福祉課長が選任し、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会は保健計画課長が選任する。両課に関わる事項の専門部会は、障害者福祉課長が保健計画課長と協議して選任する。

3 委員の選任は、協議事項を勘案して、専門部会の開催ごとに行う。

(専門部会の座長等)

第7条 専門部会には座長を置く。

2 座長は、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については障害者福祉課長とし、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会については保健計画課長とする。ただし、両課に関わる事項の専門部会の座長は、障害者福祉課長とする。

3 座長は、専門部会を統括する。

(専門部会の協議事項等)

第8条 専門部会は、次の事項を協議する。

(1) 墨田区障害福祉計画の作成及び推進に関すること。

(2) 特別支援学校生徒等の卒後対策に関すること。

(3) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項第15号に規定する就労継続支援事業の継続利用に関すること。

(4) 困難事例に関すること。

(5) その他、会長が必要と認めること。

2 座長は、前項第1号の協議結果について、全体会に連絡するものとし、前項第2号から第5号までの協議結果については全体会に連絡し、必要に応じて関係機関に報告するものとする。

(招集)

第9条 全体会は会長が招集し、専門部会は各座長が招集する。

(守秘義務)

第10条 全体会及び専門部会に参加した者は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 全体会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理をする。

2 専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については福祉保健部障害者福祉課において処理し、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会については福祉保健部保健衛生担当保健計画課が処理をする。ただし両課に関わる事項の専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が処理をする。

(報酬)

第12条 全体会及び専門部会の委員に対し、報酬等は支給しない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

### 墨田区地域自立支援協議会委員

	所 属 等
障害者団体等の代表者	墨田区障害者団体連合会(肢体障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(視覚障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(聴覚障害者部会)
	墨田区障害者団体連合会(心障児者部会)
	墨田区障害者団体連合会(肢体不自由児者部会)
	墨田区障害者団体連合会(精神障害者部会)
学校関係者	東京都立墨田特別支援学校進路担当
	東京都立墨東特別支援学校進路担当
障害福祉サービス民間事業者	肢体不自由児(者)通所訓練所
	すみだ福祉保健センター はばたき福祉園
	すみだ福祉保健センター みつばち園
	(福)原町成年寮
	(福)墨田さんさん会
	(福)おいてけ堀協会
	特定非営利活動法人 ふるさとの会
行政関係者	墨田公共職業安定所
墨田区職員	福祉保健部 障害者福祉課長
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課長
	福祉保健部 厚生課長
	福祉保健部 保健衛生担当 向島保健センター
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者福祉担当
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者企画担当
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当

地域自立支援協議会(計画部会)委員

委員長	福祉保健部 障害者福祉課長
副委員長	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課長
委員	福祉保健部 厚生課長
	企画経営室 企画・行政改革担当主査
	福祉保健部 厚生課 厚生担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者福祉担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者企画担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者相談担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 障害者在宅支援担当主査
	福祉保健部 障害者福祉課 墨田福祉作業所所長
	福祉保健部 障害者福祉課 すみだ厚生会館所長
	福祉保健部 障害者福祉課 すみだふれあいセンター所長
	福祉保健部 障害者福祉課 就労支援センター事業主査
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当主査
	福祉保健部 保健衛生担当 保健計画課 保健計画担当主査

2. 墨田区障害福祉計画作成経過

■ 墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第 1 回	平成 23 年 11 月 18 日(金) 午後 1 時 30 分～ 区役所会第 1 委員会室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】中間のまとめ(案)」について
第 2 回	平成 24 年 2 月 16 日(木) 午前 10 時～ 区役所会第 1 委員会室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】最終のまとめ(案)」について

■ 墨田区地域福祉計画推進本部検討経過

第 1 回	平成 23 年 11 月 9 日(水) 午前 10 時～ 区役所庁議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】中間のまとめ(案)」について
第 2 回	平成 24 年 2 月 7 日(火) 午前 10 時～ 区役所庁議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】最終のまとめ(案)」について

■ 墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過

第 1 回	平成 23 年 11 月 7 日(月) 午後 3 時～ 区役所 122 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】中間のまとめ(案)」について
第 2 回	平成 24 年 2 月 6 日(月) 午後 2 時 30 分～ 区役所 82 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】最終のまとめ(案)」について

■ 墨田区地域自立支援協議会検討経過

第 1 回	平成 23 年 10 月 28 日(金) 午前 10 時～ 区役所 123 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画(平成 22 年度の実績報告)」について 2. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】中間のまとめ(案)」について
第 2 回	平成 24 年 1 月 13 日(金) 午前 10 時～ 区役所 123 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】最終のまとめ(案)」について

■ 墨田区地域自立支援協議会(計画部会)検討経過

第 1 回	平成 23 年 9 月 7 日(水) 午前 10 時～ 区役所 21 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画(平成 22 年度の実績報告)」について 2. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】中間のまとめ(案)」について
第 2 回	平成 24 年 1 月 17 日(火) 午前 10 時～	1. 「墨田区障害福祉計画【第 3 期】最終のまとめ(案)」について